

2024(令和 6)年 11 月 27 日

会員各位

一般社団法人 日本船舶電装協会

## 低圧電気取扱業務特別教育講習会のご案内

平素より当会の業務遂行にご協力をいただき厚くお礼申し上げます。

2024 年 7 月に日本財団の助成事業として「フルハーネス型安全帯使用作業特別教育」開催のご案内をした際に、併せて「低圧電気取扱業務特別教育」の受講希望に関するアンケート調査を行ったところ、複数の会員事業者から受講希望が寄せられました 3 カ所にて本年度は開催いたします。この機会に受講されるようご案内いたします。

### 記

#### 1. 特別教育の内容

労働安全衛生法第 59 条第 3 項、労働安全衛生規則第 36 条第 4 項では、事業者は感電等の災害を防止するため、従業員を「低圧の充電電路（対地電圧が 50V 以下であるもの及び電信用のもの、電話用のもの等で感電による危害を生ずるおそれのないものを除く。）の敷設若しくは修理の業務又は配電盤室、変電室等区画された場所に設置する低圧の電路（対地電圧が 50V 以下であるもの及び電信用のもの、電話用のもの等で感電による危害を生ずるおそれのないものを除く。）のうち充電部が露出している開閉器の操作の業務」に従事させるときは、安全または衛生のための特別の教育を行うこととされています。

本講習では、このうち「配電盤室、変電室等区画された場所に設置する低圧の電路のうち充電部が露出している開閉器の操作の業務」についての教育（学科教育 7 時間、実技教育 1 時間）を行います。

（注 1）低圧とは、直流 750V 以下、交流 600V 以下をいいます。

（注 2）充電電路とは、電圧を有する電路、つまり電圧が掛かっており触れると感電する部位をいいます。

#### 2. 教育科目・時間割（下関・金沢）

受付・説明 9:00 より

教育	科目	時間
学科教育 (7 時間)	低圧の電気に関する基礎知識 (1 時間)	9:20~10:20
	低圧の電気設備に関する基礎知識 (2 時間)	10:25~12:25
	= 昼食・休憩 =	12:25~13:25

	低圧用の安全作業用具に関する基礎知識 (1 時間)	13:25～14:25
	低圧の活線作業及び活線近接作業の方法 (2 時間)	14:30～16:30
	関係法令 (1 時間)	16:35～17:35
実技教育 (1 時間)	低圧充電電路の停電・復電の確認の方法 充電部が露出している開閉器の操作の方法	17:40～18:40
	※実技は、開閉器の操作の業務のみ	

### 教育科目・時間割 (気仙沼)

受付・説明 9:30 より

教育	科目	時間
学科教育 (7 時間)	低圧の電気に関する基礎知識 (1 時間)	9:40～10:40
	低圧の電気設備に関する基礎知識 (2 時間)	10:45～12:45
	= 昼食・休憩 =	12:45～13:45
	低圧用の安全作業用具に関する基礎知識 (1 時間)	13:45～14:45
	低圧の活線作業及び活線近接作業の方法 (2 時間)	14:50～16:50
	関係法令 (1 時間)	16:55～17:55
実技教育 (1 時間)	低圧充電電路の停電・復電の確認の方法 充電部が露出している開閉器の操作の方法	18:00～19:00
	※実技は、開閉器の操作の業務のみ	

※ 各会場とも昼食は各自でお済ませ下さい。

### 3. 開催場所・開催日時

日時	開催地	会場
2025 年 1 月 29 日(水)	宮城県気仙沼市	東日本大震災遺構・伝承館 研修室 B 〒988-0246 宮城県気仙沼市波路上瀬 向 9-1 TEL : 0226-28-9671
2 月 5 日(水)	山口県下関市	海峡メッセ下関 805 会議室 〒750-0018 山口県下関市豊前田町 3 丁目 3-1 TEL : 083-231-5600
2 月 19 日(水)	石川県金沢市	金沢商工会議所 研修室 1C 〒920-8639 石川県金沢市尾山町 9 番 13 号 TEL : 076-263-1151

4. 受講資格：特になし

5. 定員：1 会場 20 名～30 名程度

6. 修了証：全科目を受講された方には修了証を発行いたします。

<サンプル>



低圧電気取扱業務特別教育修了科目と時間	
<学科教育>	
低圧の電気に関する基礎知識(1時間)	
低圧の電気設備に関する基礎知識(2時間)	
低圧用の安全作業用具に関する基礎知識(1時間)	
低圧の活線作業及び活線近接作業の方法(2時間)	
労働安全衛生法関係法令(1時間)	
<実技教育>	
低圧充電電路の停電・復電の確認	
充電部が露出している開閉器の操作方法(1時間)	

7. 講師：日本船舶電装協会 技術部 指導技師（安納）

8. 申込期日：申込書に記載のとおり

9. 受講料：3,300円／1名（テキスト代、修了証含む）

10. 申込み及び受講料の支払い

【受講料の支払い】

申込書と一緒に「現金書留」で送付していただくか、申込書を送付した後に「銀行振込」又は「郵便振替」によりご送金ください。

振込等によりご送金いただく場合は、申込書にご送金予定日をご記入願います。

振込先 口座名 一般社団法人 日本船舶電装協会

（シャ）ニホンセンパクデンソウキョウカイ

三菱UFJ銀行 本店 普通預金 7644207

三井住友銀行 東京公務部 普通預金 389180

みずほ銀行 虎ノ門支店 普通預金 1965512

郵便振替 00150-6-144764

\* 振込手数料は貴社にてご負担下さい。

適格請求書発行事業者登録番号: T3010405010607

【申込書の送付先】

〒105-0001

東京都港区虎ノ門1丁目11番2号

日本財団第二ビル 5階

一般社団法人 日本船舶電装協会 技術部

電話：03-3504-0858 FAX：03-3504-0856

【参考 よくある質問／関東電気保安協会HPより作成】

質問) 修了証は保存しなければならないのか? 携帯する必要はあるのか?

回答) 事業者は、特別教育を行ったときは、当該教育の受講者、科目等の記録を作成して、これを3年間保存しておかなければなりません。また、修了証の携帯は求められていません。

質問) 高圧若しくは特別高圧の特別教育を受講すれば、低圧の特別教育を受講しなくても良いか?

回答) 科目及び範囲が異なるので別々に受講する必要があります。

質問) 電気工事士の資格を持っていますが受講しないといけないのか?

回答) 労働安全衛生法の特別教育は作業員（労働者）の安全と健康の確保を目的としており、電気工事の品質確保を目的とした電気工事士法とは目的が異なるため、資格の有無にかかわらず当該業務に従事する作業員に対し、特別教育をする必要があります。

質問) 罰則はありますか?

回答) 低圧電気取扱業務特別教育の規定の違反に関する罰則は、労働安全衛生法第119条により「6ヶ月以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。」と定められています。

# 2024 年度低圧電気取扱業務特別教育会場

## < 気仙沼会場 >

日時 : 2025 年 1 月 29 日 (水)

会場 : 東日本大震災遺構・伝承館 研修室 B (宮城県気仙沼市波路上瀬 向 9-1)  
はじかみせむかい



<下関会場>

日時：2025年2月5日(水)

会場：海峡メッセ下関 805 会議室 (山口県下関市豊前田町3丁目3-1)



<金沢会場>

日時：2025年2月19日(水)

会場：金沢商工会議所 研修室1C (石川県金沢市尾山町9番13号)



※ 受講番号

低圧電気取扱業務に係る特別教育申込書				
				年 月 日
申 込 者	ふりがな		生年月日	年 月 日
	本人氏名		役職名	
	(所属事業場名)			
	(代表者氏名)	印		
	(所在地)			
	(連絡担当者)	(電話番号)		
受 講 希 望 地 (○を付けて下さい。)	開催地	会場名	実施日	申込締切日 (必着)
	1. 気仙沼市	東日本大震災遺構・伝承館 研修室 B 気仙沼市波路上瀬向 9-1 TEL:0226-28-9671	2025 年 1 月 29 日(水)	1 月 22 日 (水)
	2. 下関市	海峡メッセ下関 805 会議室 山口県下関市豊前田町 3-3-1 TEL:083-231-5600	2025 年 2 月 5 日(水)	1 月 29 日 (水)
	3. 金沢市	金沢商工会議所 研修室 1C 石川県金沢市尾山町 9 番 13 号 TEL:076-263-1151	2025 年 2 月 19 日(水)	2 月 12 日 (水)
顔写真貼付欄		<div style="border: 1px dashed black; padding: 10px; text-align: center;">                     上端のりづけ  (カラー)                 </div>		
・申込み前6ヶ月以内に上半身・正面・脱帽にて撮影したもの (カラー タテ 3.0cm・ヨコ 2.4cm)  ・写真の裏面に氏名を記入して下さい				
受講料 (金額は消費税込み)		1 名につき 3,300 円 別途送金の場合：送金予定日 月 日 (銀行振込・郵便振替)		

この「申込書」にご記入いただいた個人情報は厳重に管理取扱いを行い、低圧電気取扱業務特別教育の運用に関する用途以外には一切使用いたしません。